

定期報告が必要な特定建築物及び報告対象建築設備一覧

東京都及び都内の特定行政庁の建築基準法施行細則により、定期報告を要する建築設備として 指定されたものは、定期検査対象建築物の表の (い) 欄の用途、(ろ) 欄の規模に該当する建築物に設けられた (は) 欄の建築設備です。

	(い) 用途	(ろ) 用途に供する部分の規模又は階 いずれかに該当するもの	(は) 定期報告を必要とする建築設備
①	劇場、映画館、演芸場	① A > 200 m ² ② 主階が 1 階にないもので A > 100 m ² (A ≤ 200 m ² の場合、階数が 3 以上のものに限る。) ③ 地階 ④ F ≥ 3 階	1. 機械換気設備 (1) 無窓居室に設けられた機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備又は国土交通大臣の認定を受けた換気設備(法第 28 条第 2 項ただし書の換気設備) (2) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の居室に設けられた機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備又は国土交通大臣の認定を受けた換気設備(法第 28 条第 3 項) (3) 火気使用室に設けられた機械換気設備(法第 28 条第 3 項) 2. 機械排煙設備 (1) 法第 35 条に基づいて設置された機械排煙設備 (2) 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設けられた機械排煙設備 3. 非常用の照明装置 法第 35 条に基づいて設置された非常用の照明装置 4. 給水設備及び排水設備 法第 36 条に基づいて設置された給水タンク、貯水タンク又は排水槽のいずれかを有する建築物に設けられた給水設備及び排水設備
②	観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂、集会場	① A > 200 m ² (平屋建ての集会場の場合は、客席及び集会室が A ≥ 400 m ²) ② 地階 ③ F ≥ 3 階	
③	旅館、ホテル	① A > 300 m ² (平家建ての場合は、A ≥ 500 m ²) ② 地階 ③ F ≥ 3 階 ④ A ≥ 300 m ² (2 階部分)	
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) 児童福祉施設等 (注 3 に掲げるものに限る。)		
④	児童福祉施設等 (注 3 に掲げるものを除く。)	① A > 300 m ² (平家建ての場合は、A ≥ 500 m ²) ② F ≥ 3 階	
⑤	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗	① A > 500 m ² ② 地階 ③ F ≥ 3 階 ④ A ≥ 500 m ² (2 階部分)	
⑥	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店		
⑦	学校、学校に付属する体育館	① A > 2,000 m ² ② F ≥ 3 階	
⑧	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に付属するものを除く。)	① A ≥ 2,000 m ² ② F ≥ 3 階	
⑨	共同住宅、寄宿舎 (注 4 に掲げるものに限る。)	① A ≥ 300 m ² (2 階部分) ② F ≥ 3 階 ③ 地階	
	共同住宅、寄宿舎、下宿 (注 4 に掲げるものを除く。)	① A > 1,000 m ² かつ F ≥ 5 階	
⑩	複合用途建築物(⑨の用途と①から⑧までの用途の 1 以上を併せるもの。)	① A > 1,000 m ² かつ F ≥ 5 階	
⑪	複合用途建築物(①から⑧までの用途の 2 以上を併せるもの。)	① A > 500 m ² ② F ≥ 3 階	
⑫	事務所その他これに類するもの(5 階建て以上、かつ、延べ面積が 2,000 m ² を超える建築物)	① A > 1,000 m ² かつ F ≥ 3 階	
⑬	地下街	① A > 1,500 m ²	

注意

- 「F ≥ 3 階」、「F ≥ 5 階」、「地階」とは、それぞれ 3 階以上の階、5 階以上の階、地階の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m² を超えるものをいいます。
ただし、A ≤ 200 m² の場合、階数が 3 以上のものに限ります。
- 「A」は、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供する施設で、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設その他これに類するもの、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲動犬訓練施設、救護施設、更生施設、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設をいいます。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅または寄宿舎で、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。
- 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期検査の報告対象から除かれます。
- 建築物の「用途」は、建築基準法、同施行令、東京都建築安全条例等に明確に定義されていないので、社会通念上、他法令の定義等を参考に実質的な用途とします。
- 「用途に供する部分」とは、原則として主たる用途に供する部分、これに付属する部分とします。なお、複合用途の建築物では、原則として専用部分の面積を合計して対象建築物となるかどうかを判断します。
(例) 物品販売業を営む店舗：売場、店舗用倉庫、管理事務所、喫煙所、便所等